

## 災害時における障がい者支援に向けた包括的連携に関する協定書

岐阜県（以下「甲」という。）と認定 NPO 法人 CS 障害者放送統一機構（以下「乙」という。）は、災害時における障がい者支援に向けて、次のとおり協定を締結する。

### （設置の手続）

- 第 1 条 甲は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 55 条の通知又は要請その他災害に関する情報を聴覚障がい者及び視覚障がい者に提供するため必要があると認めるときは、乙に対し、岐阜県内の福祉避難所等に聴覚障がい者向け字幕・手話放送受信機及び視覚障がい者向け地上デジタル放送対応ラジオ（以下「情報受信機」という。）を設置するよう要請するものとする。
- 2 前項の場合において、甲は、次に掲げる事項を明らかにするものとする。
- （1）情報受信機の設置理由
  - （2）情報受信機の種別及び設置数量
  - （3）情報受信機の設置場所
  - （4）前 3 号に掲げるもののほか、情報受信機の設置に必要な事項
- 3 乙は、甲から第 1 項の規定による要請があった場合は、当該要請に基づき情報受信機を設置するものとする。

### （費用負担）

- 第 2 条 乙は、情報受信機の設置に係る費用について、あらかじめ甲と協議の上、その負担を甲に求めることができる。
- 2 乙は、設置した情報受信機に係る情報伝達料を徴収しないものとする。

### （連絡責任者）

- 第 3 条 災害時における情報受信機の設置及びこれに関する連絡を確実に、かつ、円滑に行うため、あらかじめ甲乙それぞれ連絡責任者を定めることとする。

### （普及啓発）

- 第 4 条 甲と乙は、障がい者への災害時の情報提供の取組みについて、相互に協力して、県内の市町村や福祉関連施設等に対する普及啓発を行うものとする。

(雑則)

第5条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、当事者署名のうえ各1通を保有する。

平成28年6月7日

(甲) 岐阜県

岐阜県知事 古田 肇

(乙) 大阪府大阪市北区東天満 2-7-12

認定 NPO 法人 CS 障害者放送統一機構

理事長 高田 英一